

# ちば消防共同指令センター指令システム施工監理業務委託 仕様書

## 第1 総則

### 1 目的

本仕様書は、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会が使用するちば消防共同指令センター指令システムの全体更新事業に係る施工監理を実施し、当該事業における指令システム整備が適正に完了することを目的とする。

### 2 履行期間

令和6年4月1日から令和8年9月30日まで

### 3 履行場所

千葉市中央区長洲1丁目2番1号 ちば消防共同指令センター 他150か所  
詳細にあつては、別表のとおりとする。

なお、履行期間中に庁舎の建替え若しくは、統廃合等があり、変更となる場合は別途指示する。

### 4 用語の定義

本仕様書に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 整備業務委託とは、発注者が別に発注する「ちば消防共同指令センター指令システム整備業務委託」のことをいう。
- (2) 指令システムメーカーとは、整備業務委託の受注者のことをいう。
- (3) 指令センターⅢ型とは、総務省消防庁の消防防災施設設備費補助金交付要綱に基づく高機能消防指令センター総合整備事業（Ⅲ型）のことをいう。
- (4) 貸与品とは、受注者が発注者から貸与された関係資料等のことをいう。
- (5) 発注仕様書等とは、整備業務委託の発注仕様書及び指令システムメーカーが整備業務委託の入札時に提出した企画提案書のことをいう。
- (6) 承諾図書とは、発注仕様書等に基づき、指令システムメーカーが作成し発注者が承諾した詳細設計書等をいう。
- (7) 作業書とは、各履行場所の作業が完了した場合に、作業日、作業員名及び作業内容等を記載した書類に、当該履行場所職員の署名等を受けた書類をいう。
- (8) 詳細設計会議とは、整備業務委託において、発注者と指令システムメーカーが行うシステムの詳細設計打合せのことをいう。
- (9) 定例会議とは、整備業務委託において、発注者と指令システムメーカーが詳細設計会議とは別に行う定例会議のことをいう。

## 5 関係法令の遵守

受注者は、業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

## **第2 業務の実施**

### 1 業務の着手

受注者は、履行期間開始後10日以内に業務に着手しなければならない。この場合において着手とは、受注者が業務の実施のため、発注者との打合せを開始することをいう。

### 2 業務の理念

受注者は、ちば消防共同指令センターの社会的使命、公共性、安全性、経済性及び維持保全性等に関する事項に留意して、業務の実施にあたるものとする。

### 3 業務の条件

受注者は、発注仕様書の内容を把握し、指令システムメーカーが整備業務委託を確実に履行するための監理を行うこととする。

### 4 業務に係る費用等

調査等の業務に関する費用については、受注者が支出すること。

### 5 資料の貸与

- (1) 発注者は、業務を実施するにあたり必要な資料を受注者に貸与するものとする。
- (2) 受注者は、貸与品について複写してはならない。ただし、業務を実施するにあたり貸与品の複写が必要であり、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 受注者は、貸与品について、品目、数量、期間及び責任者を明記した借用書（任意様式）を事前に発注者に提出し、承諾を得るものとする。
- (4) 受注者は、貸与品及び複写した貸与品等について、本業務以外で使用しないこと。
- (5) 受注者は、貸与品の必要がなくなった場合は直ちに発注者に返却すること。
- (6) 複写した貸与品は、受注者の責任において、処分すること。

### 6 作業計画書

- (1) 受注者は、履行期間開始後14日以内に作業計画書及び関係書類を作成し、発注者に提出し承諾を得なければならない。
- (2) 作業計画書には、次の事項を記載すること。

ア 作業概要

- イ 作業方針
- ウ 作業工程
- エ 作業組織計画
- オ 使用する主な図書及び基準
- カ 連絡体制（緊急時を含む。）
- キ その他関係する事項

(3) 受注者は、作業計画書の内容を変更する場合、理由を明確にした上、その都度、発注者に作業変更計画書を提出し承諾を得なければならない。

(4) 発注者が指示した事項について、受注者は作業計画に係る資料を提出しなければならない。

## 7 守秘義務

受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

## 8 再委託

(1) 受注者は、以下に掲げる事項については、契約書の規定により再委託してはならない。

- ア 業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
- イ 解析業務における手法の決定及び技術的判断等

(2) 受注者は、業務等を再委託する場合、再委託者の商号又は名称並びに住所、委任し、又は請け負わせる業務の範囲等を明らかにし、あらかじめその内容を発注者に通知しなければならない。

## 9 関係官公庁等への手続き

(1) 受注者は、業務に関して、発注者が関係官公庁及びその他関係機関に対する手続きを行う場合、その手続きに必要な書類、資料等の作成に協力しなければならない。

(2) 受注者は、業務を実施するため関係官公庁及びその他関係機関に対する手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を発注者に報告しなければならない。

## 10 打合せの記録

(1) 業務を円滑に実施するため、発注者及び受注者は常に密接な連絡をとり、業務方針、条件等の作成の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

(2) 受注者は、出席した指令システムメーカー及びその他関係機関との打合せ内容について書面（打合せ記録簿）に記録し、発注者に提出しなければならない。

#### 11 条件変更等

受注者は、本仕様書に明示されていない履行条件について、予期することのできない特別な状態が生じたときは、発注者にその旨を書面で通知し、その確認を求めなければならない。

#### 12 検査

(1) 受注者は、業務の結果について、下記書類を発注者に提出し当該業務の検査を受けること。

ア 詳細設計完了検査、出来形検査又は指令システム検査完了時の請求に係る検査

(ア) 一部業務完了届出書

(イ) 当該検査時点までの検査確認報告書

(ウ) 作業書等の当該検査時点までの業務が完了したことが分かる書類

イ 完成検査完了時の請求に係る検査

(ア) 業務完了届出書

(イ) 第4 成果物に記載されている書類一式

(2) 受注者は、前項各検査を受ける場合は、あらかじめ成果物及びその他検査に必要な資料を準備し、発注者に提出しなければならない。

#### 13 修補

(1) 受注者は、修補を行う場合、速やかに行わなければならない。

(2) 発注者は、修補の必要があると認めた場合に、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができる。

(3) 発注者が修補を指示した場合において、完了の確認は発注者の判断とする。

### **第3 業務内容**

#### 1 打合せ

(1) 受注者は、発注者の指定する場所及び方法で打合せを行うものとする。

(2) 受注者は、発注者と指令システムメーカーの打合せ前に、発注者と打合せを行い、本業務内容の方針及び条件等について検討すること。

(3) 打合せについては、事前に日程を決めて行うものとする。

(4) 受注者は、事前に資料等を作成し、打合せに臨むものとする。

#### 2 詳細設計監理

(1) 受注者は、詳細設計会議のうち、主要かつ重要な打合せに同席し詳細設計内容の確

認を行うこと。なお、主要かつ重要な打合せの判断は、発注者が行うこととする。

- (2) 受注者は、詳細設計会議の議事録及び、指令システムメーカーから提示された資料の確認を行い、課題事項及び保留事項の解決状況の確認を行うこと。
- (3) 受注者は、指令システムメーカーが作成する詳細設計書（ソフトウェア仕様書、施工図等）の内容について、発注仕様書等と齟齬がなく同等以上であることを確認し、発注者に提示すること。
- (4) 受注者は、発注者が指令システムメーカーから部分承認の依頼を受けた際、部分承認事項について検討し発注者へ助言を行うこと。
- (5) 受注者は、指令システムメーカーから仕様の変更に係る協議書の提出があった場合、その内容について、発注仕様書等と齟齬がなく同等以上であることを確認し、発注者に提示すること。

### 3 工程監理

- (1) 受注者は、定例会議に同席し、進捗状況及び議事録等の確認を行うこと。
- (2) 受注者は、事業進捗過程において発生する課題事項及び保留事項について、解決のための方策の提示を発注者に行うこと。
- (3) 受注者は、承認図書の仕様等の変更について、変更記録表を作成し、変更理由、経緯及び費用変動等について監理を行うこと。

### 4 検査支援及び検査確認報告書作成

- (1) 各段階における検査内容は、以下のとおりとする。
  - ア 詳細設計完了検査  
指令システムの機器製造前に承諾図書の確認を実施する検査。
  - イ 出来形検査  
指令システムメーカーの工場出荷前に、承諾図書に記載された機器の確認等を実施する検査。
  - ウ システム引渡検査  
新指令システムへの運用切替前に、機器等の動作確認を実施する検査。
  - エ 完成検査  
現指令システムの撤去等の確認を実施する検査。
- (2) 受注者は、発注者と指令システムメーカーが行う上記各検査に立会い、機能及び動作等の確認を行うこと。なお、各検査立会い時、任意様式に同席した消防職員の署名を受けること。
- (3) 受注者は、各検査立会い時、不具合事項を発見した際には速やかに発注者に報告すること。
- (4) 受注者は、確認結果について、検査ごとに「検査確認報告書」を作成し、発注者に

提出すること。なお、検査確認報告書には、検査立会い時の写真及び署名を受けた任意様式を添付すること。

#### **第4 成果物**

業務の成果物は次によるものとし、その取りまとめについては、発注者の指示によるものとする。なお、取りまとめた成果物については、製本で各3部及びデータ（CD-R等）で各23部を発注者に提出すること。

- 1 各検査確認報告書
- 2 施工監理報告書（日報）
- 3 打合せ記録簿
- 4 変更記録表
- 5 その他必要事項

#### **第5 その他**

本仕様書に記載のない事項については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。